

京都大學經濟學會

經濟論叢

第六十九卷 第三・四號

《社會經濟史特集》

ヤスパースの歴史意識……………出口 勇 藏

フォイエルバッハと市民革命（一）……………平 井 俊 彦

ケネー學說における政策的背景（一）……………菱 山 泉

プロシヤ農業變革についての一考察……………山 口 和 男

伏見酒造業の發達……………井 上 洋 一 郎

クリストファー・ヒル編

『イギリス革命——一六四〇年』……………河 野 健 二

昭和二十七年三月

伏見酒造業の發達

井上洋一郎

はしがき

一 江戸時代の伏見酒造業

酒造業は、周知のごとく、わが國に固有な産業として極めて特徴的な性格をもつている。その特徴的な性格を、伏見における酒造業の發展過程に據つて説明することが本稿の課題であるが、近世初頭に勃興し江戸時代を通じてかなりの發展を示していた斯業を、出發の時から詳細に跡付けることは到底小稿の爲し得ないところである。したがつて、江戸時代の發展については必要な限りの概略にとどめ、(江戸時代の伏見酒造業については本庄榮治郎博士「伏見酒造株仲間」—日本社會經濟史研究所收—がある)主として維新後の發展過程を跡付けることによつて、近代社會において固有産業たる酒造業がいかなる構造的特質を示しているかということを描き出してみたいと思ふ。

尙、一般に酒造業という場合は、廣く酒精含有飲料の醸造すべてを意味するものようであるが、本稿ではいわゆる清酒の醸造のみを對象とする。

伏見酒造業の發達

『私共酒造之義往古より於御當地造酒渡世罷在候處、明曆三丁酉年御當地御奉行水野石見守棟御勤役御代造酒株八十三軒の株に被爲仰付、最も右八十三軒にて一ヶ年分仕込萬一萬五千六百一十石八斗に御極め被爲成下右之浦株並に酒造米之義奉承御救免難有奉存罷在候儀に御座候……』(天明六年乍恐口上書)

右は、伏見の酒造業に關して現存する最古の文獻の一つであるが、『明曆三丁酉年……八十三軒にて一ヶ年分造酒仕込萬五千六百一十石八斗……』という記載は、近世初頭から中期にかけて最も繁榮を謳われた『池田』の數字(明曆三年四十二株、元禄十一年六十二株一、二三〇石「池田酒史」)と比較して、當時の伏見が酒造地として優れた地位にあつた事情を示しているといえよう。

ところで、このように直接的資料について知り得る伏見の酒

造業は、すでに確立した姿をもつてわれわれの眼に映じ、したがつて明暦三年以前の狀態、つまり伏見酒造業の生成、發展については何ら確證を持ち得ないわけである。しかし、もし推憶が許されるならば、それは文祿、慶長の頃に京都、奈良など中世以來の酒造地から移植せられ、極めて短い期間の中に急速な發展を遂げたと考えられる。というのは、伏見が海内著名の一市邑となつたのは文祿三年、豊臣秀吉がこの地に城を築いてから後のことであつて、それ以前は『伏見山に近き邊に部落の散在するに過ぎず、西部一帯は瀟澤多くして何等開かるる處なかりき』（京都府伏見町誌）という有様であつたからである。秀吉は築城後四年目の慶長三年にこの桃山城で没したが、翌四年、徳川家康がこの城に據り、二條城とともに京洛における徳川勢の據點となつたところから、伏見は政治の一中心として經濟的にも繁榮を極めることとなつた。即ち市街地の形成が進み、京都、大阪などから商人、職人が集住して經濟的繁榮を齎したのである。近世初頭のいわゆる領域經濟の下にあつて、酒造地と呼ばれるに應じ、發展を成し遂げるためには何よりもまず消費人口の存在が前提されなければならない。しかも當時商品としての酒が農民ではなしに、主として武士及び町人の階級によつて需要されたという事情からみて秀吉以來の伏見自體の繁榮が酒造業勃興の決定的な原因であつたことは容易に肯かれるところである。

伏見酒造業發達のいま一つの要因としてその地理的優位を指摘することができる。秀吉の築城以來伏見は東國諸街道をはじめ奈良街道、西國街道を淀川の水運に連絡する交通上の要衝となつたが、その淀川は當時米の一大集散市場であつた大阪と伏見とを結ぶ重要輸送路であつた。したがつて、米をその主原料とする酒造業にとつては頗る有利な條件をなしていた。尙、これと併せて水質、氣温の好適も看過し得ないであろう。

ところで、かかる條件に恵まれて發展を遂げ、明暦二年、八十三戸、一萬五千六百餘石の醸造高を數えるにいたつた伏見の酒造業も、明暦、寛文の頃を頂點として爾後漸次衰微の方向を辿つてゐる。天明六年の口上書は前掲の部分に引續いて『然る處其後追々及附窮右八十三軒の内當時にては二十八軒ならては造酒不申其餘は休株に相成御座候』と述べているが、『有酒勘定書』によつてみればその事情をさらに詳しく知ることができよう。

(表一)では一體、何がかかる衰微の原因であつたのか。

まず考えられるのは幕府の干涉政策である。江戸時代を通じて幕府の行つた酒造制限は前後六十一回に及んだが、いわゆる『米つかいの經濟』の當然の歸結として幕府が酒造業に對して最大の關心を示したのは何の不思議もない事柄である。酒造制限の初見は寛永十一年であるといわれるが、明暦三年になつて幕府は造酒株制度を實施した。造酒株というのは酒造營業の特權を形成するものであり、この株を所持しなければ酒造業を營

表 1 『有酒勘定書』にあらわれた伏見酒造業の推移

年 度	戸 数	元株高	造米高	備 考
明暦 3 年	83 ^戸	15,611 ^石		
正徳 5 年	49	8,303		
天明 3 年	29	6,165	6,671 ^石	元株高 15,611 石の中爾餘株株。
天 4 年	29	6,097	6,875	〃
天 5 年	28	5,632	6,513	〃
天 6 年	28	6,876	3,438	6,876石を改石とす、その半石造。
天 7 年	28	6,876	2,292	3分の1造り。
天 8 年	28	6,096	6,876	
寛政 9 年	28	6,645		元高のみを記す、造米高は同様ならん。
文化 元年	28	7,314		〃
天保 4 年	27	7,197		〃
天 5 年	28		4,907	元高を記せず、3分の2造り。
弘化 3 年	28		6,724	元高を記せず。
萬延 元年	28		3,654	元高を記せず、半石造り。
元治 元年	28		7,259	元高を記せず。
慶應 2 年	28		2,427	元高を記せず、3分の1造り

伏見酒造業の發達

『京都府伏見町誌』より

むことができなかったが、さらに各株にはそれぞれ所定の造酒米高、即ち株高が特定せられ、その限度内において醸造が許される仕組になつていた。この造酒株の制定はもとより財政収入の確保を目的としたものであるが、同時に酒造制限を制度化しその實效を収める手段としての役割を果たすものでもあつた。幕府のかかる制限政策はまず生産面における干渉として現われ、さらに流通面にも及んだが、いづれにしてもそれが酒造業の自由な發展を阻止したことはない。

ところで、伏見における酒造業の發達を制約したいま一つのより大きな原因は、伏見自體の衰微に伴う市場の喪失であつた。秀吉の築城によつて急激に勃興し、家康の居城後も暫く繁榮を誇つていた伏見の町は、家光の將軍宣下の儀を最後として徳川一族が關東へ移るとともに政治都市としての地位を失ひ、さらに伏見町人の大阪へ移住するものが續出するに及んでその經濟的繁榮をも奪われ、單なる交通上の要衝として僅かに昔日の面影をとどめるに過ぎなくなつた。こうなると伏見自體の繁榮に支えられて發展した酒造業は忽ちその販路を失ひ、生産過剰に陥り、やがて酒造業者が相次いで倒産するという結果が生じたのである。もつともこの場合、近接した大消費地である京都、大阪に向つて新市場開拓の努力がなされたけれど、京都は中世以來の酒造地であり、且、元祿十一年以降『他所酒』の入込みを禁止したという理由から、さらに大阪は灘をはじめ伊丹、堺

などの大酒造地をその近郊に控へ到底伏見酒の進出する餘地がなかつたという事情で、それらの試みはいづれも失敗に終つた。

僅かに残された近江各郷の市場さえ、近世中期以後その地方に酒造業が勃興するとともに、京都の場合と同じく『他所酒』入込みの禁令をもつて伏見酒を閉出してしまつた。かくては斯業の衰微は當然の歸結であり、伏見酒はすでに繁榮をなくした伏見自體とその近郊を市場とするいわゆる地酒の地位に落ち込むことを餘儀なくせられ、以て明治維新を迎へることとなつたのである。この點、灘の酒造業が海邊に恵まれて江戸に市場を開拓し、陸々の發展を遂げたのと比較して興味深いものがある。

(1) 制限令六十一回、解除令六回（楠木重三「灘酒經濟史研究」一六九頁）。

(2) 造酒株について詳しくは楠木重三前掲書、一七〇頁以下、神戸稅務監督局「灘酒沿革誌」六五頁以下及び本庄築治郎「伏見造酒株仲間」等参照。

(3) 『……忠明（松平）伏見町人の移住を求めし廿三町卒先してこれを諾し爾後引續き移住するもの多く合計八十餘町に及び……彼等は箇々獨立的に來りたるにあらざ相團結して同時に轉住し來りたるは新市街の町名が概ね伏見の舊町名を稱せるを以て知るべし』（『大阪市史』卷一、二五一頁）

二 維新後の發展

酒造業は一般に商業、高利貸資本の屈強な據所となつて目覺しい發展を遂げ、封建社會における諸々の産業の中で一際卓越した地位を保つていたのであるが、近代社會になると忽ち固有産業としての前期性を露呈し、甚だしく停滞的な状態にとどまつてしまつた。わが國の資本主義が、その後進性の故に極めて急進的な、したがつてまた不均等的な發展をなしたことは周知の通りであるが、酒造業はもともとわが國に固有な産業であつたがため、先進資本主義國の新しい技術を採入れる術もなく、その技術的な前期性が痼となつて企業形態、勞働状態なども遅れた姿のままに押とどめ、結局は資本主義的發展の埒外に放置されてしまつたのである。

伏見の酒造業ももちろんその例外ではあり得ず、今日猶前期的な様相を殆んどそのままとめてゐる。しかしながら、伏見酒造業そのものの生産高、生産規模などについてみる限り、維新後、就中明治三十年代を劃期として目覺しい發展を示している。これをまず生産高によつて示そう。（表二）明治二年から三十五年までの數字が見當らず、その間の消長は不明であるが、明治三十五年には明治二年の約三倍に増加し、爾後概ね順調な増加を示している。昭和五年の數字は若干減少しているが、それは四年に始まる經濟不況を反映したものであり、十五年の激

表 2 伏見酒生産高及び全國生産高との比較

年次	伏見生産高 A	全國生産高 B	A/B
明治 2 年	9,826石		
〃 35年	29,343	3,309,017石	0.88%
〃 40年	43,232	4,368,976	1.33
〃 45年	54,786	4,129,009	1.33
大正 5 年	67,829	4,607,569	1.47
〃 10年	101,493	5,530,331	1.84
〃 15年	129,227	4,804,035	2.68
昭和 5 年	136,566	3,581,442	3.50
〃 10年	135,088	4,021,597	3.36
〃 15年	81,940		

けを對象としたものでないことはもちろんである。いま伏見酒造業發展の第二の指標としてその移、輸出高を示せば次の通りである。(表三) 移出は秋田、山形、愛媛、山口、熊本、沖縄を除く全國各府縣、及び臺灣、朝鮮、樺太、關東州、南洋諸島、輸出は中國をはじめソ連、インド、ブラジル、カナダなどに及んでゐる。江戸時代、いわゆる地酒の地位にとどまつていた伏見酒が、その生産高の七、八割を移、輸出するに至つたことは、斯業の發展を如實に物語るものといえよう。

さらに、いま一つの指標として生産規模の擴大について示す。(表四) 酒造業者の數自体はさして増加してないが、一業者當り平均生産高は明治二年を基準とすると大正二年には約

減はいうまでもなく第二次世界戦争の結果である。ところが右のごとく増加した生産高のすべてが伏見近在の市場に

表 3 伏見酒移・輸出高

年次	移・輸出高 A			生産高 B	A/B
	移出	輸出	計		
大正 13	80,480石	73石	81,210石	125,451石	0.650
〃 14	86,949	145	87,093	127,988	0.686
昭和 1	88,070	398	88,468	129,227	0.684
〃 2	93,412	620	94,032	130,133	0.723
〃 3	95,578	848	96,426	135,627	0.714
〃 4	98,253	734	98,987	119,346	0.831
〃 5	86,781	527	87,308	126,566	0.693
〃 6	97,873	836	98,709	121,025	0.816

(註) 京都府下への出荷石數は含まず。

五倍、昭和七年には約十倍と飛躍的な擴大を示している。因みに昭和二年度一酒造業者當り生産高の全國平均は四百八十四石である。

さて伏見における酒造業發達の基柢としてまず取上げねばならないのは干涉、制限政策の撤廢である。維新政府が封建的制限の撤廢とともに積極的に殖産興業政策を斷行したことは周知の通りであるが、酒造業もその政策によつて曾て幕府の行つた一切の制限から解放せられ、政策的に自由な發展の素地を與

表 4 生産規模別酒造業者數

	弘化 3	明治 2	大正 2	大正 7	昭和 2	昭和 7
300石以下	20	9	1	1		
300~500	6	13	1	1		
500~1,000	2	6	10	6	7	5
1,000~3,000			14	15	23	22
3,000~5,000			4	6	4	8
5,000~8,000				3	4	3
8,000~10,000					2	2
10,000石以上			1	1	2	2
計	28	28	31	33	42	42
最 高	590石	590	13,009	16,447	17,445	13,327
最 低	100石	100	226	174	591	615
生 産 高	6,724石	9,826	55,412	84,955	130,133	137,142
1 戸 當 平 均 生 産 高	240石	351	1,788	2,574	3,098	3,265

伏見酒造業の發達

第六十九卷 一八五 第三・四號 八六

えられた。即ち、明治四年、舊來の株制度が廢止せられ免許制度に切換えられるとともに廣く酒造業の自由が認められたのである。さらに一方、政府は酒造業に對する積極的な保護政策として明治十九年と三十二年の二回に亘り自家用料酒の醸造を禁止した。自家用料酒はもとと「細民が農桑の辛苦を醫やすに用ふるもの」として一切の制限から除外せられ、課税の對象にもされなかつたところから、これに便乗するものが續出し、やがて酒造業の發展を脅かすとともに稅收にも尠からの影響を及ぼすこととなつた。かくて政府は明治十九年にまず自家用清酒の醸造を禁止、さらに三十二年には濁酒をも含めた一切の酒の自家醸造を全面的に禁止するにいたつた。かくして封建的束縛から解放せられた酒造業は、自家醸造によつて賄われていた分の需要をも自己の市場として獲得し、ここに發展に對する一つの基盤を得たのであつた。

右の事情はもとより伏見の場合だけに限らないが、伏見の酒造業をして特に發展を可能ならしめたものはまず醸造技術の改善に伴う酒質の優秀さであつた。酒が嗜好品である限り、價格の低廉と同時に嗜好への適合性が商品としての優位を形成することはいうまでもない。そこで、酒造業にあつては、技術の改善も生産機構の改革に向けられるより寧ろいかにして豊醇な酒を醸るかという點にその努力が傾注された。明治四十三年以降三ヶ年間京都府より經費の補助を受けて醸造研究所を設立し、

或は毎年品評會を開催して酒質の改善に努めたこときはその一例である。かかる酒質の改善はもとより水質、氣温など自然的條件の優位の上に立つてはじめて可能であるが、伏見の場合には自然的條件に恵まれた上、品質改善の努力が功を奏し、次に述べる交通機關の發達と相俟つていわゆる銘酒として全國市場に進出することとなつたのである。

交通機關の發達は伏見酒造業の興隆に大きな意義をもつ。維新後における伏見酒の地方進出はまず東京を中心とする關東地方に向けて行われたが、この場合最も重要な手段となつたのは東海道線の開通（明治二十二年）であつた。もともと酒は腐敗し易く、しかも容積が大であるため、その運搬が比較的困難であり、江戸時代において江戸積を主とする灘酒も舟運に恵まれていたとはいへこの點に多大の障礙を感じていた模様であるが、東海道線の開通は伏見酒の關東進出に大きな役割を引受け、爾後引續く交通機關の發達に伴つて前述のごとき販路の全國的な擴張を見たのである。

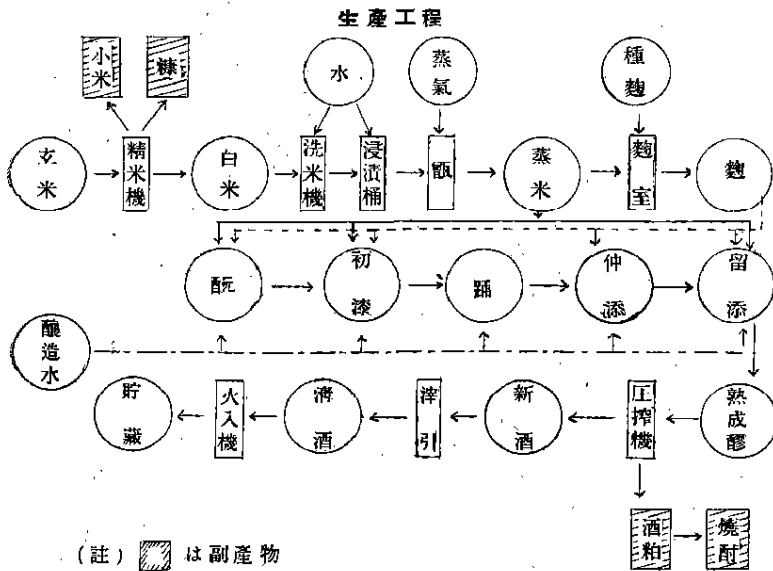
ところで、注意すべきはかかる伏見酒の地方進出が、都市手工業的酒造業の、地方における農村地主的酒造業驅逐の過程に他ならなかつたことである。江戸時代にあつては地方農村に蟠居する土豪、地主的造酒屋が小規模ながらかなり重要な地位を占めていた。ところが、維新後は伏見をはじめ灘五郷、三浦、西條などの酒造地が年を逐つて發展の勢を示している。前述の

ごとく維新後の酒造業が一般に停滞的な状態にあるにも拘らず若干の酒造地が年とともに發展してゆく事實は何を物語るか。いうまでもなく中小酒造地ないしは地方農村における酒造業の衰微である。封建的諸制限の撤廢、交通機關の發達は、地方的な需給の均衡を破り、その結果、若干の酒造地の製品が低廉な價格、或は優秀な（嗜好にアツピールする）酒質を武器として地方における酒造業を漸次驅逐してゆく。「表二」の數字はまさしくかかる事情を反映しているものである。

明治三十年代、就中日露戰爭後の好況を翻期として目覚ましい發展を遂げた伏見の酒造業は、その後の景氣變動によつて若干の消長を^示しつつも概ね順調に發展の傾向を辿つてきたのであるが、やがて第二次世界戰爭の勃發を迎えて致命的な打撃を受けるにいたる。原料米の統制はもとより、企業の整備、さらには流通面においても嚴重な統制が布かれ、生産高の激減はいうまでもなく斯業の沈滞は文字通りその極に達した。かかる状態は戰後徐々に回復しつつあるが、今日に至るまで未だ曾ての隆盛には遠く及ばない。尙、戰後の實態については別の機會に更めて問題にしたいと思う。

- (1) 明治十九年三月現在、自家用料酒醸造者の數は全國で六十九萬二千餘人に上つたといわれる。

三 生産工程と勞働編制



庄司謙次郎「酒及合成酒」97頁

江戸時代及び維新後における伏見酒造業の發展過程を概略略付けた。次にその生産機械の分析に移らう。生産機構の中まづ生産行程から出發する。

上圖を簡單に説明すれば、まず原料米を精白、洗滌、浸漬して甑と稱する釜で蒸す。蒸米の一部に種麴を加えて麴とし、蒸米、麴及び醸造水を合せて醎(酒母)をつくる。この醎の醗酵状態に應じて攪拌、加熱等の操作を加えつつ順次「初添」「伸添」「留添」と呼ぶ原料添加の過程を経て熟成醪とする。次にこの熟成醪を壓搾して糟を除き、最後に「滓引」と稱して蛋白質、酵母無機物を除去する操作を行つて清酒とする。この場合、原料米から清酒を得るまでに必要な日数は通常四、五十日であり、十石の米から得る酒の量は十三、四石である。

ところで、ここに圖示したのは維新後現在に至るまで行われている代表的な醸造法であるが、試みにこれを江戸時代の醸造法と比較してみると殆んど變化のないことに驚くのである。もちろん現在の生産行程中には精米機、洗米機、壓搾機、火入機などの機械が導入されている。これらの機械は明治の中期以後漸次生産行程の中に採用されたのであるが、しかし上圖に明かなごとく、機械の導入されたのはいわば生産の準備行程ないし仕上行程に於いてであつて本来の醸造行程においては何ら變革の跡を認めることができない。生産の技術的基礎はやはり手工業であり、攪、桶などの道具が江戸時代から引續いて缺くべから

らざる勞働手段をなしている。近代社會における酒造業がもつ停滞性の根源は、かかる生産行穉の前期性の中に潜んでいるといふことができる。

さて酒の生産は周知のごとく冬期における季節作業である。通常十一月から準備にとりかかり翌年の四月に全作業を終了する。したがつて、勞働力も必然にその期間だけ作業に従事する季節勞働者である。

一般に酒造地における斯業の勞働力は、はじめその近在から調達されていたが、江戸時代中期以降遠隔の地、就中冬期農漁業生産に適しない地方から充當されることとなつた。それは賃租の過重、貨幣經濟の農村侵蝕によつて家計の維持に破綻を生じた農民が家内勞働を求め、或は勞働力の放出を行つた過程に照應するものである。伏見における酒造勞働者も丹後をはじめ丹波、但馬、越前方面から入込んできたのであるが、安永年間(一七七〇年代)『丹後宿』と呼ばれる酒造勞務周旋業者が六軒存在したといわれるから、當時すてにかなり多數の出稼勞働者が、彼らの手を通じて酒造業者に供給せられていたわけである。かかる勞働力の出稼形態はそのまま近代社會に持込まれ現在まで存続している。その一例を示せば「表五」のごとくであるが、大部分が冬期農漁業に適しない積雪地、寒冷地であることは重ねて述べるまでもないであらう。

酒造業における勞働編制は頗る複雑であり、その名稱も地方

伏見酒造業の發達

表 5 出身地別勞働者數の一例

	昭和7年		昭和9年	
	杜氏	藏人	杜氏	藏人
福井縣	42	903	44	871
兵庫縣	17	294	24	259
京都府	16	333	16	339
廣島縣	6	80	4	91
石川縣	1	36	1	81
其他	0	0	1	20
計	82	1646	90	1659

(註) 上表中兵庫縣・京都府はいずれも北部日本海側である。

般の指揮監督に當る。頭かしら杜氏を補佐し、その代理をつとめ場内一般の作業上の計畫を樹てる。

代司だいし麴製造の主任

前廻まへまわ酒母製造の主任

三番さんばん酒の壓搾に従事。

上じやう人びと蒸餾(釜屋)製麴(室の子)道具の整備(道具廻)

中ちゆう人びとその他の雜役に従事。

下人しもびと雜役に従事。

右の他、直接醸造作業に關與しないが、その補助的作業を行うものとして水曳(醸造用水の運搬)と飯焚(藏人の炊事)

によつて若干異なるが、伏見において通常用いられているもの、及びその内容を示せば次の通りである。
杜氏とじやうじ藏人ぞうじんを統率して酒造全

がある。

酒造の技術的基礎は手工業であり、したがつて酒造労働には相當程度の経験と熟練が要求されるが、その點から右の労働編制が嚴重な位階制度を伴つたのはけだし當然の事柄である。労働者は通常飯焚、下人から順次昇進する制度が採られ、上級労働者、就中杜氏となるためには少くとも十年以上の年季を入れることが必要とされている。それだけに上級労働者の下級労働者に對する支配力は絶大であり、兩者の間には身分制的隸屬關係が明瞭に現われている。かかる關係はいま一つにはその特殊な雇傭關係からも導き出される。即ち酒造業者と杜氏との雇傭關係は傳統的、世襲的なものであつて、杜氏は毎年同じ業者の許で醸造に従事するが、頭以下の藏人については杜氏が同郷人から必要な人員を率いてくるのが慣習となつてゐる。頭、代司などの役割も杜氏が適宜にこれを定め、酒造業者は直接關與しない。したがつて、藏人たちはいわば杜氏の一族郎黨であり、その直接的指揮監督に従ふことが彼らにとつて最も應しい労働形態であると考えられる所以でもある。

労働條件、就中その労働日は酒造業そのものもつ特性から極めて特異な様相を示している。一日の労働時間は醸造の行程によつて異なるが通常晝八時間、夜四時間、合計十二時間である。もちろん晝夜交代制度ではない。しかもその夜間労働は、例えば毎二時間毎三十分といつたごとく労働者にとつて頗る苛酷な

ものである。休日是一定ではなく交代で休むが、その日数は滞在期間中僅か一兩日である。

賃銀は、はじめ酒造業者と杜氏とだけが契約を結び爾餘の労働者については杜氏が決定していたが、大正初年以降、頭以下の賃銀を毎年諸般の事情を考慮に入れ酒造組合において協定することとなつた。杜氏の賃銀は各業者とも秘密にしているため判然としないが、生産高の多寡、製品の良否などを參酌して適宜決定される。尙、賃銀の外に住居、米、薪、味噌、醬油、漬物の現品と副食物代として一日若干の現金が支給されるのが慣わしとなつてゐる。酒造業における賃銀は他の産業のそれと比較して特に低いとは考えられないが、ただ問題はそれが歸國の際全部を一括して支給される習慣になつてゐることである。もつとも、必要に應じて前貸金としてその一部を支給することもあるが、その額は極めて少い。因みに彼らは歸郷の際収入の八割以上を持歸るといわれる。彼らが隸屬農の生活を支える季節の出稼労働者であることを考え併せばかかる事情は自ら首肯されるところであらう。

次に生産規模について若干附言しよう。維新後における伏見酒造業の生産規模は「表四」にみられる通りであるが、それは前述のごとく全國平均とはかなり上廻つた數字を示している。しかし、伏見の酒造業が大規模であるとはいつてもそれは飽くまで酒造業自體についていえることであつて、他の産業と比較

するときはおもとその零細性を認めないわけにはゆかない。

伏見の酒造業者中職工二百人以上使用工場は僅か二三にとどまり他はいづれも二十人ないし三十人程度である。點からも右の事情は容易に肯けるであろう。かかる生産規模の零細性を反映して企業形態もまた個人經營が支配的である。昭和二年、酒造業者數四十二の中で會社組織のもの僅か八を數えるに過ぎない。

もつとも爾後會社形態を採るものは漸次増加しているが、しかしそれらはいづれもいわゆる『同族會社』の域を出るものではなく、實質的には個人經營と大きな距りを認めることができない。

- (1) 正徳五年「和漢三才圖會」に示された醸造法「灘酒沿革誌」五五頁。

- (2) 日本銀行調査局「酒造業ニ關スル調査、伏見ニ於ケル酒造業」八頁。

- (3) 伏見酒造組合における協定賃銀の一例

大正六年^頭 代司 師廻 三番 上人 中人 下人
 大正七年 九〇 九〇 八〇 八〇 七〇 六〇 五五

四 配給過程と金融

酒の原料は前述のごとく米と水である。原料米の良否が製成後の品質に重大な影響を及ぼすことはいうまでもない。したがって、原料米の仕入に際してはその價格とともに米質に大きな

關心が拂われる。伏見の場合、主として丹波、播磨、播磨米を原料として使用しているがいづれもいわゆる『フト米』（大粒米）が選ばれる。原料米の買入には通常仲買人に一定の手數料を供して買付を委託する方法が採られている。

醸造に用いる水は、その水質如何によつて醗酵状態を異にし、製成後においても品質に甚なからぬ影響を及ぼすこと原料米の場合と同じである。そこで適水の選擇にあつては並々ならぬ苦慮が拂われるわけであるが、伏見の場合は各酒造業者がそれぞれ井戸を所有しその汲水を醸造用水として使用している。しかし、適水の湧出する井戸は水脈の關係である一定の区域内に存在し醸造場より多少の距りがあるため、通常は水曳と呼ぶ勞働者を雇つて運搬させている。

さて、維新後における伏見酒の配給過程を圖示すれば次のごとくであるが、取引の方法はその對象とする市場の地域によつて異つてゐる。即ち、(A)は東京を中心とする關東地方に對して行われている『仕切賣』（委託販賣）の方法である。これは、江戸時代、灘酒が江戸積を行った場合の取引方法と同じく、酒造業者が豫め一定の間屋と契約を結び、間屋に手數料を供して販賣を委託するものである。この場合、酒造業者の側から指値をすることもあるが、多くは『成行賣』の方法が採られる。代金の決済は出荷後六十日ないし七十日でその一部を受取り（荒仕切）、殘額は年二回、六月と十月に清算する慣わしと

拂のための資金調達表現でもある。

出荷の態様は『補償』『樽詰』『壺詰』であるが、近年になりにしたがって『樽詰』『壺詰』が厭倒的な比重を持つにいたつた。ただし輸送、取引の便宜に基くことはもちろん、各酒造業者が自家の製品にそれぞれの商標(名稱)を定め、それをもつて販路の擴張を圖らんとする意圖によるものである。尙、樽詰に際しては酒に爽快な香り、芳醇な風味を與えるため、葡萄酒が樽材を用いるように、古來から良質の杉材が用いられている。伏見の場合は専ら吉野の杉材と嵯峨野の竹材をもつて製した樽が使用されている。

ところで、維新後における伏見酒造業の配給過程が江戸時代のそれと異なる主要な點は問屋の介入である。灘酒にあつては江戸時代からすでに問屋の介入がみられるが、伏見の場合問屋の存在を知る資料が一つも見當らない。取引はすべて造酒屋と問屋(小賣業者)の間に仲次を介して行われた。市場の狹隘さが問屋の存在を必要としなかつたからである。もつとも、問屋の介入そのものを新しい形態であると決めつけることはできないが、伏見の場合、それをいわゆる地酒から銘酒への發展を物語る一つの指標と考えて差支えないであらう。尙、第二次大戰とともに配給面においても嚴重な官僚統制が布かれたことはいま記憶に新たなるところである。

最後に伏見酒造業における金融について一言しよう。上來再

伏見酒造業の發達

三述べたごとく、酒の生産は一年の中ある一定の期間のみに行われるものであり、したがつて、その金融も毎年殆んど一定の周期律をもつて繰返される。即ち、酒造年度の始期である十月には器具の買入、修理、原料米の仕入、酒造税第二期分の納付があり多額の資金を必要とするが、この期はさきに見たごとく製品の販賣期であり、また資金の需要が甚しく起るにはいたらない。ところが、三月から四月にかけては第三期の納税及び藏人に對する買銀の支拂があるにも拘らず販賣がそれに伴わず、最も金融の必要に迫られる期間である。この場合必ずしも適切

表 6 大正7年伏見所在銀行における酒造業者に對する貸付残高表

	伏見銀行	第一銀行支	京都銀行支	計
1月末	404,561 ^円	145,812 ^円	53,238 ^円	603,661 ^円
2月末	444,162	164,785	59,204	668,151
3月末	378,808	205,524	54,098	638,430
4月末	519,886	239,811	89,164	848,861
5月末	461,840	184,762	98,015	754,617
6月末	430,070	88,777	95,159	614,006
7月末	388,199	83,306	111,279	582,784
8月末	319,548	92,093	72,363	484,004
9月末	292,257	56,806	88,898	432,961
10月末	294,046	102,561	88,247	484,854
11月末	371,985	97,587	109,922	579,494
12月末	659,489	221,127	135,438	1016,054

(日銀調査局「前掲書」32~3頁)

とは思えないが、大正七年度における伏見所在三銀行の酒造業者に對する貸付金残高によつて、その一端を窺うことができよう。(表六)

金融の方法は銀行から借入れる外、問屋から融通を受ける場合もある。それは通常一定數量の酒の賣買を契約し、その代價の一部を手附金として受入れ、そのかわり製品の代價を割引くという方法がとられていた。したがつて、その限りにおいて問屋資本の生産介入を否定することはできないが、『相當ノ資産アリ社會ニ多少ノ名譽ヲ博セル酒造家ハ酒問屋ヨリ資金ノ融通ヲ仰グラ潔シトセザル風アリ從ツテ此方法ニ依リ資金ヲ調達スルハ比較的薄資ニシテ且ツ小規模ノ醸造ヲナス酒造家ニ限ラル有様』(日銀調査局「前掲書」)であつたから、酒造業における問屋資本の介入は一般に弱かつたとみるべきであらう。

(1) 月別出荷石數の一例(昭和四年)

一月	二月	三月	四月	五月	六月
九、五五五	七、三六	七、四三三	三、〇〇元	四、七七	四、二〇
七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
四、七五五	五、五五	三、八五三	一、七二五	一、四九六	一、八、三六

(2) 昭和四年調査によれば、伏見における製樽業者數十八、従業員數百三十人であつた。

(3) 本庄榮治郎「伏見造酒株仲間」(同氏著「日本社會經濟

史研究」三三一頁)参照。

五 結 び

以上において極めて大雑把にはあるが伏見酒造業の發達を跡付け、その生産機構並びに配給過程を明かにした。いま本稿を終るにあたり、上來述べたところを概括的に掲げて結論としよう。

近世初頭に勃興し、江戸時代、いわゆる地酒として伏見及びその近在の需要を賄つていた伏見の酒造業は、維新後、自然的經濟的條件に恵まれ銘酒として廣く全國市場に登場する自覺しい發展振りを示した。生産高の上昇、生産規模の擴大はもとより、生産工程においても可能な限りで機械の導入が行われ、四季醸造の設備さえ出現するにいたつた。一方、配給過程においては市場の擴大に伴つて問屋が介入することとなつたが、この場合、酒造業者は問屋の支配を蒙ることなく、自己の資本をもつて業權を支え自主的な地位を保つてきた。

しかしながら、伏見の酒造業が維新後自覺しい發展を遂げたとはいへ、酒造業の性格そのものはいまもつてその前期性を毫も脱脚し切れないでいる非近代的工業であるといわねばならぬ。なぜならば生産行程や労働編制は機械の導入、或は労働者數の増加にも拘らず江戸時代のそれと本質的に異つておらず、また製品の性質上異りようがなかつたこと、したがつて生産規模の擴大には自ら限界があり、企業形態の近代化も極めて停滯

的であるからである。かかる舊い姿のまま、中小工業として營まれてきた酒造業が、新しく勃興した麥酒、燒酒などの近代的醸造工業の中にあつて自己の姿をいかに變えてゆくかは甚だ興味のある問題である。

道記

本稿の資料は一々掲げなかつたが、主として伏見酒造組合及び伏見における郷土史家故高橋眞一氏所藏のものによつた。記して感謝の意を表する。

京都大學經濟學部創立三十週年記念論文集

第一集

第六十四卷 第一・二・三號

(昭和廿四年九月發行)

預金通貨概念の問題……………	中谷 實
中國史上におけるインフレーションに就て……………	穂積 文雄
獨占資本主義と外國市場……………	松井 清
國有鐵道における資本と勞働……………	島 恭彦
社會政策の理論と「階級闘争」……………	岸本英太郎

第二集

第六十四卷 第四・五・六號

(昭和廿四年十二月發行)

アダム・スミスの價值論……………	岸本誠二郎
カレツキーの「獨占度」と分配機構……………	島津亮二
原價計算法の理論的性格……………	岡部利良
第一次大戰後の外資輸入……………	堀江保藏
初期獨占……………	堀江英一
財閥考……………	靜田 均